

除染車3形(B)

(DECONTAMINATING, APPARATUS)

この改正票は、DSP D 6037E[除染車3形(B)]についてのものであり、
DSP D 6037E(3)を含め、累積記載されている。この改正票は、
DSP D 6037Eと併用される。

1.3 表1－製品の呼び方 を次のように改める。

表1－製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
除染車3形(B)	4230-105-5730-5

1.4 a) 規格 中

JIS B 4606 パイプレンチ

JIS B 4630 スパナ

JIS B 4632 めがねレンチ

を削除する。

“JIS G 3459 配管用ステンレス鋼管”を“JIS G 3459 配管用ステンレス鋼管”に改める。

2.4 ねじ部品類 を次のように改める。

ねじ部品類は、日本産業規格に規定されたもの、又は製造者標準品とする。

5.1 補給・整備性の向上 を削除する。

5.2 携行工具・附属品・予備部品 を“5.1 携行工具・附属品・予備部品”に改める。

5.2.1 携行工具 を“5.1.1 携行工具”とし、次のように改める。

表6－携行工具

名称	数量	注記
携行工具	1組	製造者標準品

5.2.2 附属品 を“5.1.2 附属品”に改める。

5.2.3 予備部品 を“5.1.3 予備部品”に改める。

5.3 承認用図面 を“5.2 承認用図面”に改める。

2.
D 6037E(4)

5.4 申請書類 を “5.3 申請書類” に改める。

5.5 納入書類 を “5.4 納入書類” に改める。

5.5.1 添付書類 を “5.4.1 添付書類” に改める。

5.5.2 提出書類 を “5.4.2 提出書類” に改める。

防衛省仕様書
除染車3形(B)

D S P
D 6 0 3 7 E
制定 平成 5. 7. 9
改正 平成23. 8. 8

(DECONTAMINATING APPARATUS)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、主として、汚染された地域、施設、人員などの大規模な除染に使用するキャブオーバー形総輪駆動の除染車3形(B) (以下、除染車という。)について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、J I S D 0 1 0 1及びJ I S D 0 1 0 2による。

1.2.1

空車状態

空車状態とは、除染車に燃料、潤滑油、冷却水などを全量搭載し、携行工具、附属品及び予備部品を取付位置などに収納した状態をいう。

1.2.2

最大積載状態

最大積載状態とは、空車状態の除染車に操縦手1名(80 kg)、助手1名(80 kg)及び除染液(2 750 kg)を満載した状態をいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、表 1 による。

表 1 - 製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
除染車3形(B)	_____

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S A 8 9 0 2	シヨベル及びスコップ
J I S B 4 6 0 6	パイプレンチ
J I S B 4 6 3 0	スパナ
J I S B 4 6 3 2	めがねレンチ
J I S D 0 1 0 1	自動車の種類に関する用語
J I S D 0 1 0 2	自動車用語－自動車の寸法、質量、荷重及び性能
J I S D 6 6 0 6	トラクタ及びトラクター用7極電線カップリング
J I S G 3 4 5 9	配管用ステンレス鋼管
J I S G 3 4 6 3	ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼管
J I S G 4 3 0 4	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
J I S K 6 3 3 8	吸排水用ゴムホース(ウォータースクションディスプレイスチャージホース)
J I S K 6 3 3 9	農業用噴霧機樹脂ホース

2

D 6037E

b) 仕様書

DSP D 0003 3 $\frac{1}{2}$ tトラック

DSP Z 1005 燃料携行缶

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第1号)

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

この除染車は、自衛隊の使用する自動車に関する訓令(以下、訓令という。)に適合するものとする。

2.2 部品・付加材等・工具類の互換性

官側で保有する部品、付加材等及び工具類の使用に、極力互換性があるものとする。

2.3 構成

構成は、次による。

- a) 機関
- b) 動力伝達装置及び走行装置
- c) ブレーキ装置
- d) 懸架装置
- e) かじ取り装置
- f) フレーム
- g) 操縦室
- h) 動力取出装置
- i) タンク及びタンク関連装置
- j) ポンプ
- k) 配管
- l) 灯火類
- m) 附属装置など

2.4 ねじ部品類

ねじ部品類は、日本工業規格に規定されたもの、又は同等品を使用するものとする。

2.5 構造・形状・寸法・質量

2.5.1 構造

構造は、次による。

- a) 機関、動力伝達装置、走行装置、ブレーキ装置、懸架装置、かじ取り装置、フレーム、操縦室、灯火類などは、DSP D 0003による。ただし、次の事項はこの仕様書による。
- b) 動力伝達装置は、ポンプ駆動の動力を変速機側面から取り出す方式でコンスタントメッシュ式とする。
- c) 懸架装置の後部は、トラニオンボギー式の車軸懸架とし、トルクロッドを用いるものとする。
- d) 操縦室のルーフ及びバックは、固定式の鋼板製とし、ウインドシールドウォッシュャはタンク2個付きとする。また、右側のアウトサイドミラーは、幅広型とする。
- e) 動力取出装置は、エンジンの動力をポンプ及びかくはん(攪拌)装置に伝達するための装置で、ポンプ駆動装置、かくはん(攪拌)装置駆動装置、クラッチ切換装置、ドライブシャフト及び中間軸から成るものとする。

なお、クラッチ切換装置のレバーは、除染装置の右前方に設置し、動力伝達装置の切換操作及びエンジン回転数の調整

は運転席において行う構造とする。

- f) タンク及びタンク関連装置は、次による。
- 1) タンク本体は、ステンレス鋼板製、容量約2 500 Lの倒立かまぼこ形とし、かくはん(攪拌)器(1組)及び充てん口を有するものとする。
 なお、胴板は3 mm、鏡板は4 mmの厚さとし、材料はJIS G 4304のSUS 304又は同等品のものを使用する。
 - 2) タンク内部には、ステンレス鋼板製、厚さ4 mmの防波板を設けるものとし、材料は、JIS G 4304のSUS 304又は同等品のものを使用する。
 - 3) タンク本体は、整形されたサブフレームに溶接のうえ、シャシフレーム上に緩衝物を介して、ボルト、ナット及びセットブラケットによって、取り付けられるものとする。
 - 4) タンク後部の上部に、薬剤充てん口を設けるものとし、充てんにはホッパーを取り付け、ホッパーの内側に異物の混入を防ぐためのステンレス鋼製金網を設ける。
 なお、充てん口は、ふた用パッキンを入れ、ステンレス鋼製蓋をアイナットで固定する。
 - 5) タンク上部には、スタンドパイプ取付口を設ける。
 なお、充てん口及びスタンドパイプ取付口の付近には、しま(縞)鋼板製作業甲板を設けるものとする。
 - 6) スタンドパイプは、ライザーパイプを支持する構造とし、ボルトによってスタンドパイプ取付口に固定される。
 - 7) ライザーパイプは、スタンドパイプの内側を通り、タンクの液面の上下に伴い、上下に動かすことができるものとする。また、ライザーパイプは、上端がエルボ、下端がチー(T)となっており、それぞれ、ライザーホース接続金具及びストレーナ(2個)を取り付けるものとする。
 - 8) タンクの左右に、昇降用のステップを設けるものとする。
 - 9) タンクの右側面の前方上部に、ジェット用充てんホース接続口を設け、接続金具を取り付けるものとする。
 - 10) タンク前部の鏡板に、タンク内温度センサーを設けるものとする。
- g) ポンプケースは、タンクの前方に設けるものとする。
 なお、材質は鋼製で、点検の容易な構造とし、ケース内に温度計を設けるものとする。
- h) ポンプは、三連ピストン式とする。
- i) かくはん(攪拌)装置は、タンク内の液体をかくはん(攪拌)するため、タンク内に設けるものであり、装置の概要は次による。
- 1) 動力は、動力伝達装置のスプロケットから、ローラチェーンを介して中間軸(カウンタシャフト)のスプロケットに伝達されるものとする。
 - 2) 中間軸は、タンク前後の鏡板の軸受けによって支持されるものとし、前部はタンクを貫通するものとする。
 なお、中間軸には、前部先端にスプロケット、タンク内にステンレス製かい(權)(12枚)を取り付けるものとする。
- j) 配管は、次による。
- 1) 配管は、ステンレス鋼管製¹⁾とし、分割結合を容易に行うためユニオン式管継手を所要箇所に設けるものとする。
 注¹⁾ JIS G 3459のSUS 304TPスケジュール40
 - 2) 諸弁及びコックは、青銅又はステンレス鋼製とする。
 - 3) 吸入管系統は、充てんホース及びライザーホースからポンプの吸入口へ至る系統とし、充てん弁及び乳剤吸入弁を設けるものとする。
 なお、管径は、40A($1\frac{1}{2}$ B)とする。
 - 4) 吐出管系統は、ポンプ吐出口から、前・後部放出パイプ、加圧パイプ及び再充てん弁へ至る系統とし、前部放出弁、後部放出弁、シャワー弁、圧力弁及び再充てん弁を設けるものとする。
 なお、管径は、25A(1B)、20A($\frac{3}{4}$ B)及び15A($\frac{1}{2}$ B)とし、諸弁は青銅製又はステンレス鋼製とする。

D 6037E

- 5) ドレン管は、タンク及び配管内に残留した液体を排出するため、設けるものとする。
 なお、タンクドレン弁及びドレン弁を所要の箇所に設けるものとし、青銅製又はステンレス鋼製とする。
- 6) 加圧パイプは、吐出管系からタンクに至り、吐出管系内の液体に一定の圧力を加えるため、圧力弁を設けるものとする。
- 7) オーバーフローパイプは、タンク内の液体が規定の量を超えた場合に、液体をタンクの外に放出するため、設けるものとする。
 なお、オーバーフローパイプは、三方コックを設けることによってパイプを制御するとともに、オーバーフローした液体を吸入管系統及びタンクに導入できる構造とする。
- k) 再充てん装置は、河川等の水源及び消火栓を利用してタンクに水を充てんするため設けるものとし、装置の概要は次による。
- 1) 再充てん装置は、充てんホース、ジェットポンプ、再充てんホース(ジェットポンプ駆動水用ホース)及びストレーナ(水源用)によって構成される。
- 2) ジェットポンプは、充てんホースの先端に差込式の結合金具で取り付けられ、セルフシール継手で取り付けられた、再充てんホースから送られる加圧された水によって駆動されるものとする。
 なお、ジェットポンプの先端には、ストレーナ(水源用)を取り付けるものとする。
- 3) 河川等の水源を利用して給水する場合は、前項の構成品のほか、附属品のとうかご(籐籠)を使用し、消火栓を利用する場合は、前項の充てんホースと附属品の消火栓接続アダプターを併せて使用するものとする。
- l) 後方放射装置は、吐出管系からの加圧された液体を後部から放射するための装置で、装置の概要は次による。
 なお、配管、諸弁及びコックは2.4.1j)に準拠し、後方放出弁2個及び所要数のドレンコックを設けるものとする。
- 1) 加湿装置保護カバー両側面の各1箇所に手動式のホースリールを設け、スプレーホースを収納する。
 なお、スプレーホースの先端には、スプレーガン又はウォッシュガンを取り付け使用するものとし、各ガンの接続はセルフシール継手によって、容易に着脱できるものとする。
- 2) スプレーガン(左右各1銃)は、切換操作によって遠距離直射と近距離噴霧状放射が可能なものとする。
- 3) ウォッシュガン(左右各1銃)は洗浄時に使用し、絞りによる切換操作によって直射と噴霧状放射が可能なものとする。
- 4) ホースリールには、空転防止のストッパーを取り付けるものとする。
- m) 前方放射装置は、吐出管系からの加圧された液体を、前方スプレーノズルから放射するための装置で、装置の概要は次による。
 なお、配管、諸弁及びコックは2.4.1j)に準拠し、前方スプレーノズル2個(黄銅製)及び前方スプレー弁1個を設けるものとする。また、配管の所要箇所をホース(デリバリーホース)とし、車体の振動による配管の損傷を防ぐ構造とする。
- 1) 前方スプレー弁の操作は、運転室の操縦手席で行うものとする。
- 2) 前方スプレーノズルは、2個同時に放射する構造とし、除染車前方約2 mの位置で幅約3.6 mの除染が可能であるものとする。
 なお、ノズルは、手動で向きを変えることによって、横風に対して散布範囲の修正ができるものとする。
- n) 側方シャワー装置は、吐出管系からの加圧された液体を側方のシャワーパイプから放射することによって、人員を除染する装置で、装置の概要は次による。
 なお、配管、諸弁及びコックは2.4.1j)に準拠し、シャワー弁2個を設けるものとする。
- 1) シャワーパイプは、プラットホームの手すりを兼ねるものであり、乗員の体重をささえられる構造とする。
 なお、パイプ内部の清掃のため、シャワーパイプの端部にキャップを取り付けるものとする。
- 2) シャワーパイプには、外側下方45°に噴射するための穴を3個1組とし、片側につき7組を設けるものとする。
- o) プラットホームは、乗員の諸作業のため、タンク側面左右に設けるものであり、装置の概要は次による。
 なお、乗員の落下防止のための手すりを設けるものとし、手すり頂部のパイプは、2.4.1j)による。
- 1) プラットホームの床材は、しま(縞)鋼板とする。

- 2) プラットホーム後部には、昇降用ステップを設けるものとする。
 - 3) 乗員の安全のため、タンクと手すりの後端部に安全バンド(左右各1箇所)を取り付けるものとする。また、手すりの前端部は内側に曲げることによって、乗員の安全を図るものとする。
- p) ホースは、次による。
- 1) 吐出管系のホースは、J I S K 6 3 3 9の呼び寸法13.0の同等品とする。
 - 2) 吸入管系のホースは、J I S K 6 3 3 8の呼び寸法38(ライザーホース)及び呼び寸法50(充てんホース)の同等品とする。
 - 3) 再充てんホースは、長さ約7.5 mとし、両端にセルフシール継手を取り付けるものとする。
 - 4) スプレーホースは、長さ約15 mとし、両端にセルフシール継手を取り付けるものとする。
 - 5) ライザーホースは、長さ約2 mとし、両端はカムロック式の結合金具とする。
 - 6) 充てんホースは、長さ約7 mとし、両端は差込式の結合金具とする。
- q) 加温装置は、除染用温水を得るため、タンク内の液体を循環させながら加温するための装置で、装置の概要は次による。
- 1) 加温装置は、加温炉本体、オイルバーナ、オイルポンプ、オイルタンク(軽油 約40 L)、給水ポンプ、送風機、発動機(燃料タンクを含む ガソリン 約6 L)、操作盤等で構成され、積降ろしが可能な構造とする。
 - 2) 加熱管は、うず巻らせん状で、材質は、J I S G 3 4 6 3のSUS 304TBと同等以上とする。
 - 3) 失火又は圧力異常を生じた場合、自動的に燃料を遮断する安全装置を設けるものとする。
 - 4) 発動機は空冷ガソリン機関(セルスタータ付き)とする。
 - 5) 操作盤は、防水壁掛型とし、地上より操作できるものとする。
- r) 附属装置などは、次による。
- 1) 予備タイヤ1本を収納できる取付具を、付図1に示すとおり、フレームの左側面に取り付けるものとする。
 - 2) DSP Z 1 0 0 5の燃料携行缶3個を収納できる取付具を、左側プラットホームの前部に取り付けるものとする。
 - 3) 自動車番号標を、除染車の前部及び後部に取り付けるものとする。
 - 4) 洋形おの²⁾、ショベル³⁾及びバチツルハシ⁴⁾の取付具を、タンク右側面に取り付けるものとする。
 注²⁾ 洋形おの、頭部重量約1.8 kg、頭部寸法約130 mm(刃先)×170 mm、柄の長さ約900 mm
³⁾ J I S A 8 9 0 2のショベル、丸形2番
⁴⁾ バチツルハシ、頭部重量約2.5 kg、頭部全長約600 mm、柄の長さ約900 mm
 - 5) 小銃保持具を、操縦手席及び助手席の付近にそれぞれ取り付けるものとする。
 - 6) 調達要領指定書によって指定する場合を除き、電源供給用ソケットを、プラットホームの下部に取り付けられる構造とする。
 - 7) 巻込防止装置は、可変式とする。
 - 8) 施錠できるタイヤチェーン収納箱を、ポンプケース前部に取り付けるものとする。
 - 9) けん引装置の構造は、次による。
 - 9.1) ピントルフック及びエアジョイントは、トラックの後端に取り付けるものとし、1tトレーラ、各種けん(牽)引砲等(路上のみ低速走行)のけん引ができる構造とする。また、フレーム前部にけん引、回収などに使用するフックを2個設けるものとする。
 - 9.2) 7極電線カップリングのソケット⁵⁾を、トラックの後端に取り付けるものとする。
 注⁵⁾ J I S D 6 6 0 6の7TS-1
 - 10) プラットホーム上に、充てんホースと再充てんホースを固定する格納具を取り付けるものとする。
 - 11) 加温装置保護カバーの側面に、スプレーガンを固定する格納具を取り付けるものとする。
 - 12) ポンプケース前部に、附属品を格納する収納箱を取り付けるものとする。
 - 13) 操縦室とプラットホームに、それぞれの連絡のためのランプ⁶⁾及びスイッチを取り付けるものとする。
 注⁶⁾ 管制灯使用時は、作動しない構造とする。

D 6037E

- 14) 操縦室をティルトした状態で機関を始動できるよう、サブスタータスイッチを設けるものとする。
 15) プラットホームの右側に、カバー付きの消火器格納具を取り付けるものとする。

2.5.2 形状・寸法

形状及び寸法は、付図 1 を標準とする。

2.5.3 質量

質量は、表 2 を標準とする。

表 2 - 質量 単位 kg

区分		質量
空車質量		9 540
空車状態の配分質量	前	4 480
	後	5 060
最大積載状態の質量		12 450

2.6 外観・性能・機能

2.6.1 外観

外観は、DSP D 0003 による。

2.6.2 性能・機能

性能及び機能は、表 3 によるほか、DSP D 0003 による。ただし、DSP D 0003 の付表 1 中、“標準積載状態”とあるのを“最大積載状態”に読み替えるものとする。

表 3 - 性能・機能

項目		規定
最大安定傾斜角		右側及び左側に35 度未満の傾きで転覆してはならない。
走行性能	最小回転(旋回)半径	9.4 m以下とする。
ぎ装性能	ポンプ	吐出量は700 min ⁻¹ で約110 L/min以上とする。(ポンプ単位) 常用圧力は、2 500 kPaとする。
	後方放射装置	放出量は、両側同時放射時、約110 L/min(片側のみ放射時、約55 L/min)とする。
	前方放射装置	放出量は、両側同時放射時、約110 L/min(片側のみ放射時、約55 L/min)とする。 両側同時放射時、除染車前方2 mにて、3.6 m幅に放射できるものとする。
	側方シャワー装置	放出量は、両側同時放射時、約110 L/min(片側のみ放射時、約55 L/min)とする。
	加温装置	2 000 Lの水を約1時間で15 °Cから45 °C以上に加熱できるものとする。 燃料(オイルバーナー用)消費量は、15 L/h以下とする。 発動機は、定格出力4.41 kW以上とする。
継続運転		表 4 の方法によって試験した時、異常があつてはならない。

2.7 塗装

塗装は、DSP D 0003 によるほか、タンク等の外表面は車体外部と同様とする。

2.8 製品の表示

製品の表示は、DSP D 0003 による。

3 品質保証

3.1 検査

検査は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表4によるほかDSP D 0003による。ただし、DSP D 0003の付表1中“荷台”とあるのを“タンク”に、“標準積載状態”とあるのを“最大積載状態”に、それぞれ読み替えるものとする。

表4－除染車3形（B）の検査項目、試験方法及び判定基準

項目		試験方法	判定基準
ぎ装性能	吐出	700 min ⁻¹ で運転し吐出量及び圧力を調べる。(ポンプ単体)	2.5.2による。
	散水	走行中、散水し、散水状態を調べる。(後方放射装置は停車中に行う。)	
	継続運転試験	ポンプを700 min ⁻¹ で継続30分以上運転し、漏れ、異音及び過熱を調べる。 なお、かくはん(攪拌)装置も同時に駆動して行う。	

3.2 保証範囲

官側において、2.2の付加材等を取り付けて運用したことに起因する不具合については、品質保証の範囲外とする。

4 出荷条件

出荷条件は、DSP D 0003による。

5 その他の指示

5.1 補給・整備性の向上

契約の相手方は、納入後のかしを含む不具合に対応するため、納地に対しての体制を確保できるものとする。

5.2 携行工具・附属品・予備部品

携行工具、附属品及び予備部品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

5.2.1 携行工具

携行工具は、表5によるほか、DSP D 0003による。

表5－携行工具

名称	数量	注記
スパナ	13×17	J I S B 4 6 3 0の丸形両口スパナ 強力級、又は同等品
	17×19	
	19×22	
	27×30	
	32×36	
	41×46	
パイプレンチ	1	J I S B 4 6 0 6 強力級 350 mm
	1	J I S B 4 6 0 6 強力級 600 mm
両口めがねレンチ	1	J I S B 4 6 3 2 長形 15° 呼び寸法11×13
	1	J I S B 4 6 3 2 長形 45° 呼び寸法10×13
片手ハンマ	1	呼び650(1 $\frac{1}{2}$)
プラグレンチ	1	21(片口)
ノズル	1	オイルタンク(加温装置)給油用
給油口延長アダプター	1	加温装置用
油差し	1	ポンプ用

5.2.2 附属品

附属品は、表6によるほか、DSP D 0003による。ただし、安全バンド、ウインチカバーを除き、消火器の数量を2とする。

表6－附属品

名称	数量	注記
計量棒	1	SUS304又はSCS13製、全長1 185 mm, 100 Lごとに2 500 Lまで目盛りをつける。
消火栓用アダプタ	1	片端を呼称65の差込式結合金具の受け口とし、他端を呼称50の差込式結合金具受け口とする。
とうかご(籐籠)	1	充てんホースストレーナー用
盲栓	1	ジェットポンプ用
工具袋	1	
減圧弁	1	水抜用
エアホース	1	水抜用

5.2.3 予備部品

予備部品は、表7によるほか、DSP D 0003による。

表7－予備部品

名称	数量	注記
パッキン	2	差込式の結合金具用
	2	カムロック式の継手用
	3	ポンプピストン用
Oリング	4	セルフシール継手用
スパークプラグ	1	加温装置の発動機用(呼び径14)
Oリング(大)	1	ポンプ用
Oリング(小)	1	ポンプ用

5.3 承認用図面

契約の相手方は、製造に先立ち承認用図面を提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。

なお、提出部数は3部とする。

5.4 申請書類

契約の相手方は、訓令に基づく適用除外の申請のため、次の書類各4部を契約後速やかに契約担当官等を經由の上、調達要求元に提出するものとする。ただし、契約担当官等が認めた場合は、一部又は全部を省略することができる。

- a) 主要諸元表
- b) 外観三面図又は外観四面図
- c) 原動機性能曲線図
- d) 走行性能曲線図
- e) 主要部強度計算書

5.5 納入書類

5.5.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、除染車1両ごとに、取扱説明書1部とする。

5.5.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表 8 による。

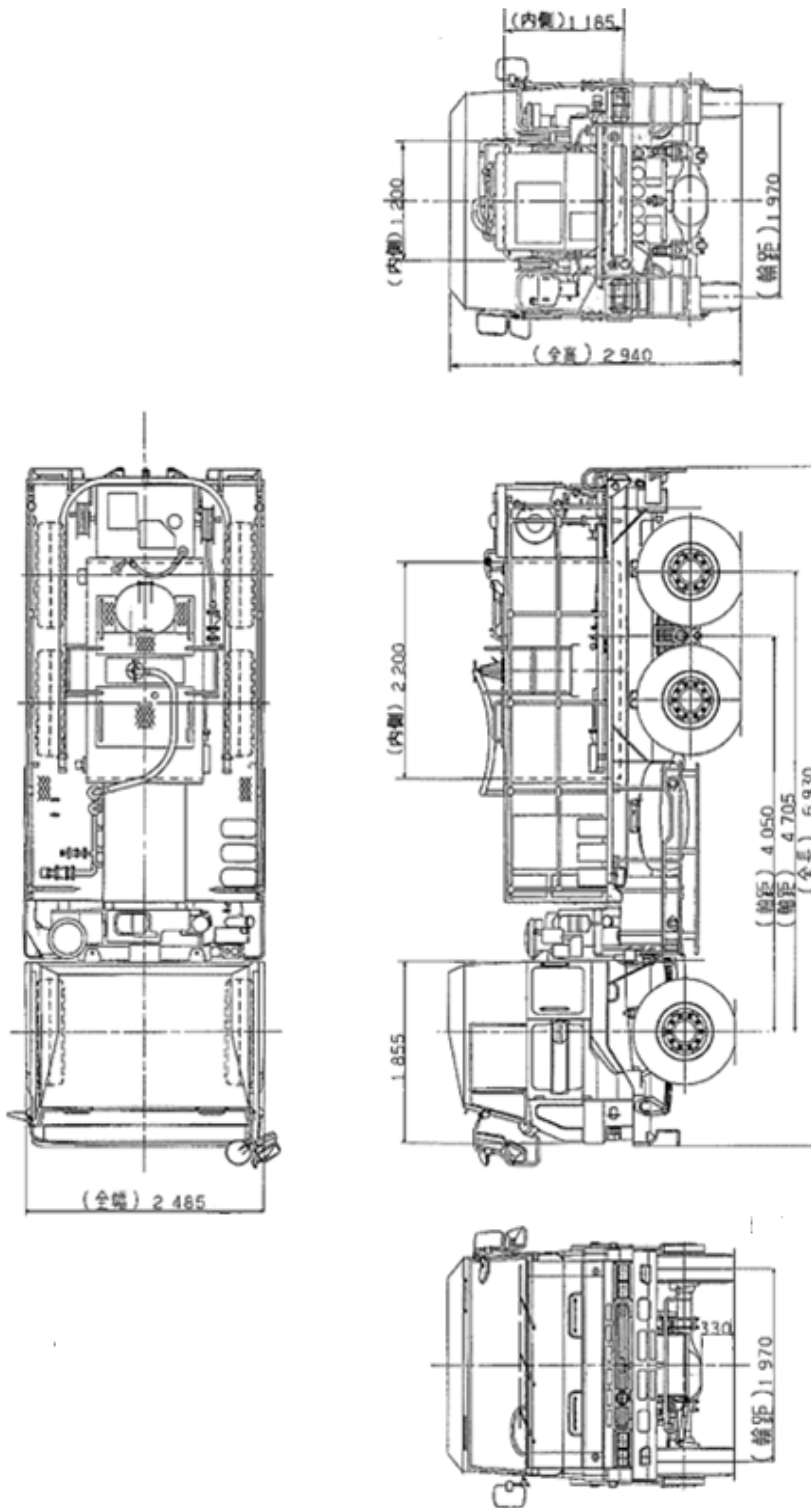
表 8－提出書類

名称	時期	数量	提出先	注記
取扱説明書	納入時	1	調達要求元	
完成品写真		1組		キャビネ版四面(前後左右)

10.

D 6037E

単位 mm



図番	付図1	名称	除染車3型(B)	尺度	—
防 衛 省					

